

9 酒 税

統計表を見るに当たって

- 1 この章の統計表は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成16年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。
- 2 酒類とは、アルコール分1度以上の飲料（アルコール事業法の規定の適用を受けるアルコールを除く。）で、原料と製造方法の差異により10種類、11品目に分類されている。
種類は、清酒、合成清酒、しょうちゅう、みりん、ビール、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類、リキュール類及び雑酒である。

酒 税 の 税 率		(1 kl 当 たり)	
		(平成15年4月30日以前)	(平成15年5月1日以後)
清 酒	アルコール分 15度	140,500円	140,500円
合 成 清 酒	アルコール分 15度	79,300円	94,600円
しょうちゅう	アルコール分 25度	248,100円	248,100円
み り ん	アルコール分 13.5度	21,600円	21,600円
ビ ー ル		222,000円	222,000円
果 実 酒 類			
果 実 酒		56,500円	70,472円
甘味果実酒	アルコール分 12度	98,600円	103,722円
ウイスキー類	アルコール分 40度	409,000円	409,000円
スピリッツ類	アルコール分 37度	367,188円	367,188円
リキュール類	アルコール分 12度	119,088円	119,088円
雑 酒			
発 泡 酒	麦芽25%未満のもの	105,000円	134,250円
粉 末 酒		320,500円	320,500円
その他の雑酒	アルコール分 12度	98,600円	103,722円